

R 7 城東高等学校 多目的ホール移動観覧席改修工事

通し番号	図面番号	図 面 名 称	縮 尺
01	表紙-00	表紙・図面目録	NON
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	NON
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)(4)	NON
04	共-05・06	営繕工事共通仕様書(5)(6)	NON
05	改特-01・02	営繕工事改修工事特記仕様書(1)(2)	NON
06	A-01	付近見取図・配置図	1/500
07	A-02	支障物件確認図	1/500
08	A-03	1 階平面図・2 階平面図	1/500
09	A-04	3 階平面図・4 階平面図	1/500

通し番号	図面番号	図 面 名 称	縮 尺
10	A-05	立面図	1/200
11	A-06	断面図	1/200
12	A-07	2階多目的ホール平面詳細図 可動椅子平面レイアウト図	1/50
13	A-08	2階多目的ホール 可動椅子側面詳細図 (断面展開した状態) (断面収納した状態)	1/50
14	A-09	2階多目的ホール 可動椅子ホイールチャンネル図 (平面展開した状態)	1/50
15	A-10	2階多目的ホール 可動椅子ホイールチャンネル図 (平面収納した状態) 移動観覧席荷重表 ウレタンホイール車輪取替詳細図	1/50・1/5
16	A-11	現況段床式移動観覧席仕様 現況多目的ホール内部仕上表 移動観覧席改修工事改修主要内容	NON
17	A-12	移動観覧席制御装置詳細図	NON

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

16. 建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1(国総施第225号)）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

② 低騒音・低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

③ 特定自主検

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

17. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

18. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター(A3)」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
- ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
 - ・当初請負金額が200万円未満の工事

19. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額(設計金額)3 千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

20. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

21. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

22. 完成図等

- ① 電子納品: 対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること。
- ③ 提出書類
- ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
 - ・工事写真(電子データ2部)
 - ・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
 - ・保全に関する資料
 - ・その他監督員が指示する図書(必要部数)
- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- | 区 分 | サ イ ズ |
|-------|------------------|
| 着 手 前 | カラー、手札版又はサービスサイズ |
| 施 工 中 | カラー、手札版又はサービスサイズ |
| 完成写真 | カラー、手札版又はサービスサイズ |
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

23. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

- ① 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。
- ② 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

24. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 付除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当 額を付保する。
- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
- ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 - ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

25. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合 は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書

1章 改修一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

2. 重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等（ 有 ・ ）

3. 施工調査

- ① 調査期間
本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。
調査期間は 1 週間とする。切り回し時期については、 着工半月後 頃とする。

4. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 2 日間配置すること。

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（ 義務付けられている ・ ）
- ② 警備員は、延 2 人（昼 2 人、夜 0 人:うち検定合格警備員 0 人）を見込んでいる。
- ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

5. 有価材の処理

- ① 有価材（ 鉄骨・軽量鉄骨 ・ アルミサッシ ・ スチールサッシ ・ ）
- ② 古物商で適切に処理すること。

6. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。
- ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- ③ 技能士は、適用する工事中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等果が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業・ ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートーチ工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

2章 改修仮設工事

1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. ベンチマーク

設計GLの設定は、BM（ 図示 ）を±0とし、NGLはBM±（ プラス4100【多目的ホール床天】 ）mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。

3. 足場等

- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。

1) 労働安全衛生法に基づく構造規格

2) （一社）仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
- ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
- ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。
- ④ 外部足場（図示の通り）

・ 壁つなぎ間隔（水平方向： 5.4 m以下、鉛直方向： 3.9 m以下）

・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3) 手すり先行専用足場方式 により行うことができる。
- ⑤ 内部足場（図示の通り）

・ 壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下）
- ⑥ 仮囲い（図示の通り）
- ⑦ ゲート（ 有 ・ 図示の通り）
- ⑧ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
- ⑨ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
- ⑩ 受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり 袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
- ⑪ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場緊ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第 21号）を遵守し作業を行うこと。
- ⑫ その他

4. 養生

- ① 既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法： シート養生 ）

5. 監督員事務所

- ① 監督員事務所は（ 設ける （面積 ○ m2程度） ・ ）
- ② 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。

1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計

2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯

3) 請負加入電話の子機

4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具

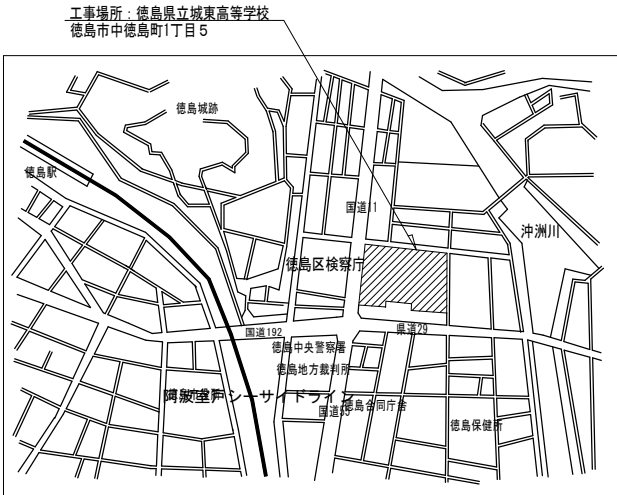
5) フアクシミリ他

6. 工事用用水、電力等

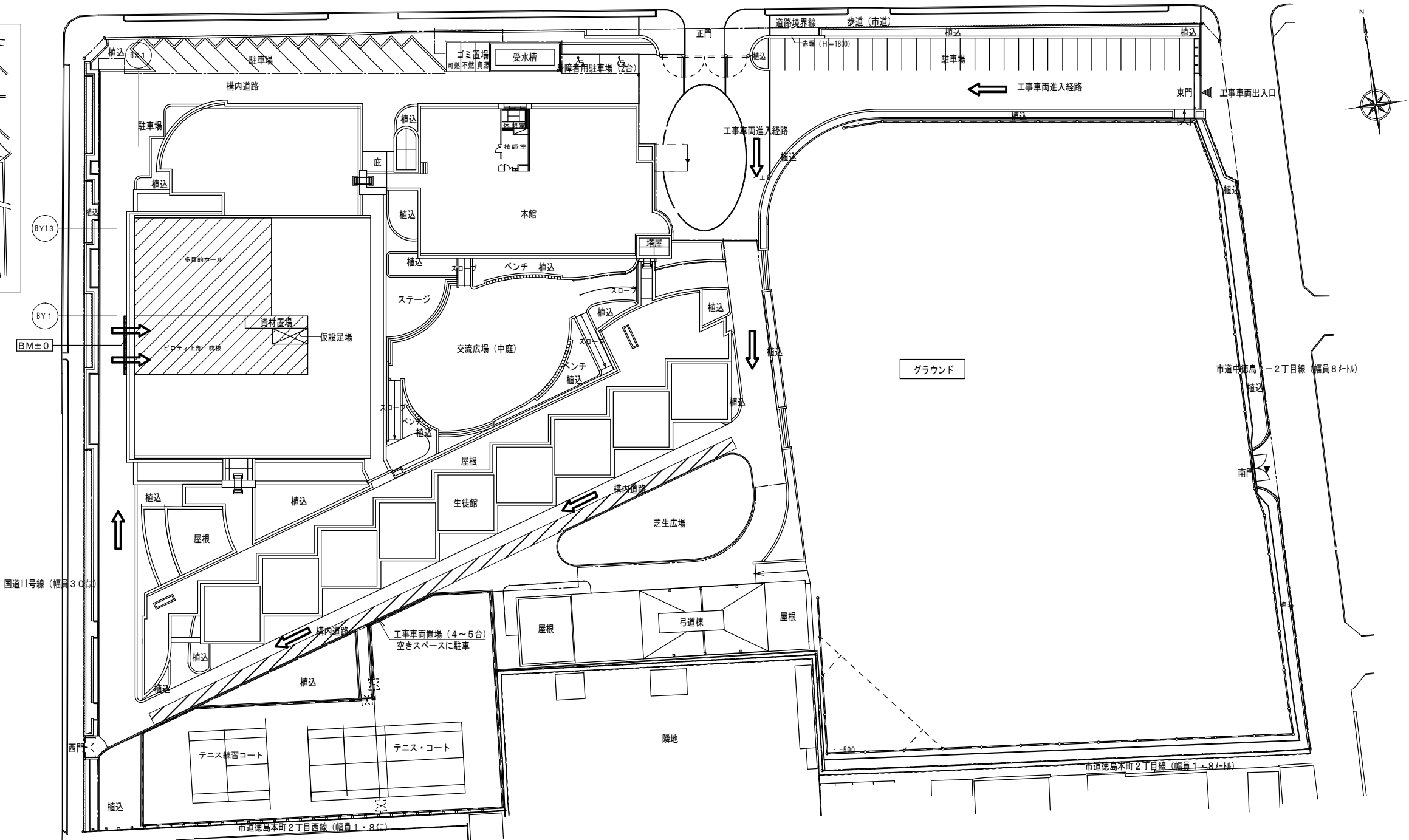
- ① 既存電力利用（ ・ 出来ない ）,電力料金（ ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 既存用水利用（ ・ 出来ない ）,電力料金（ ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。

7. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

- ① 同用地は、（ ・ 用意していないので業者にて ）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 借地借家料 円



付近見取り図

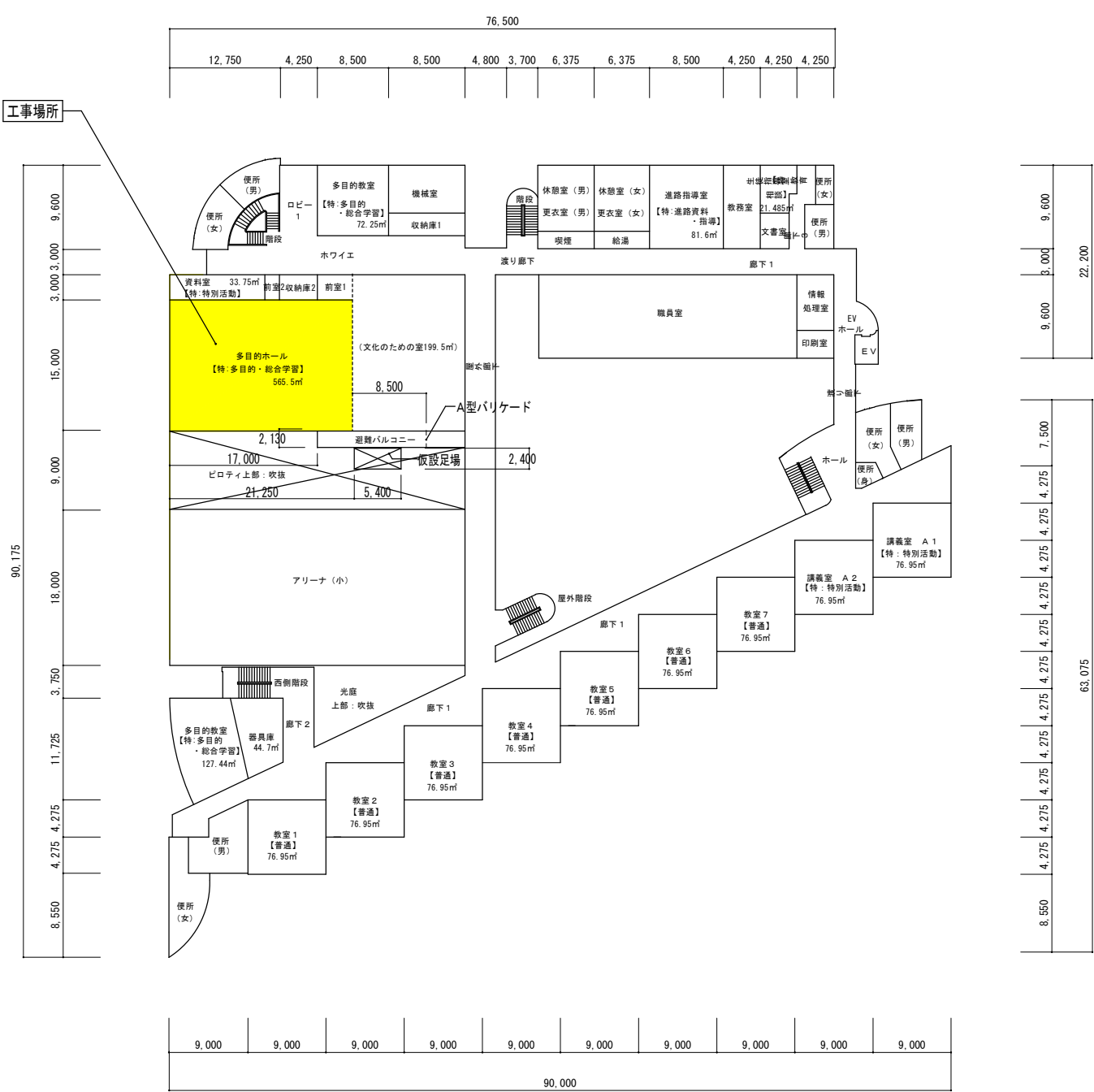
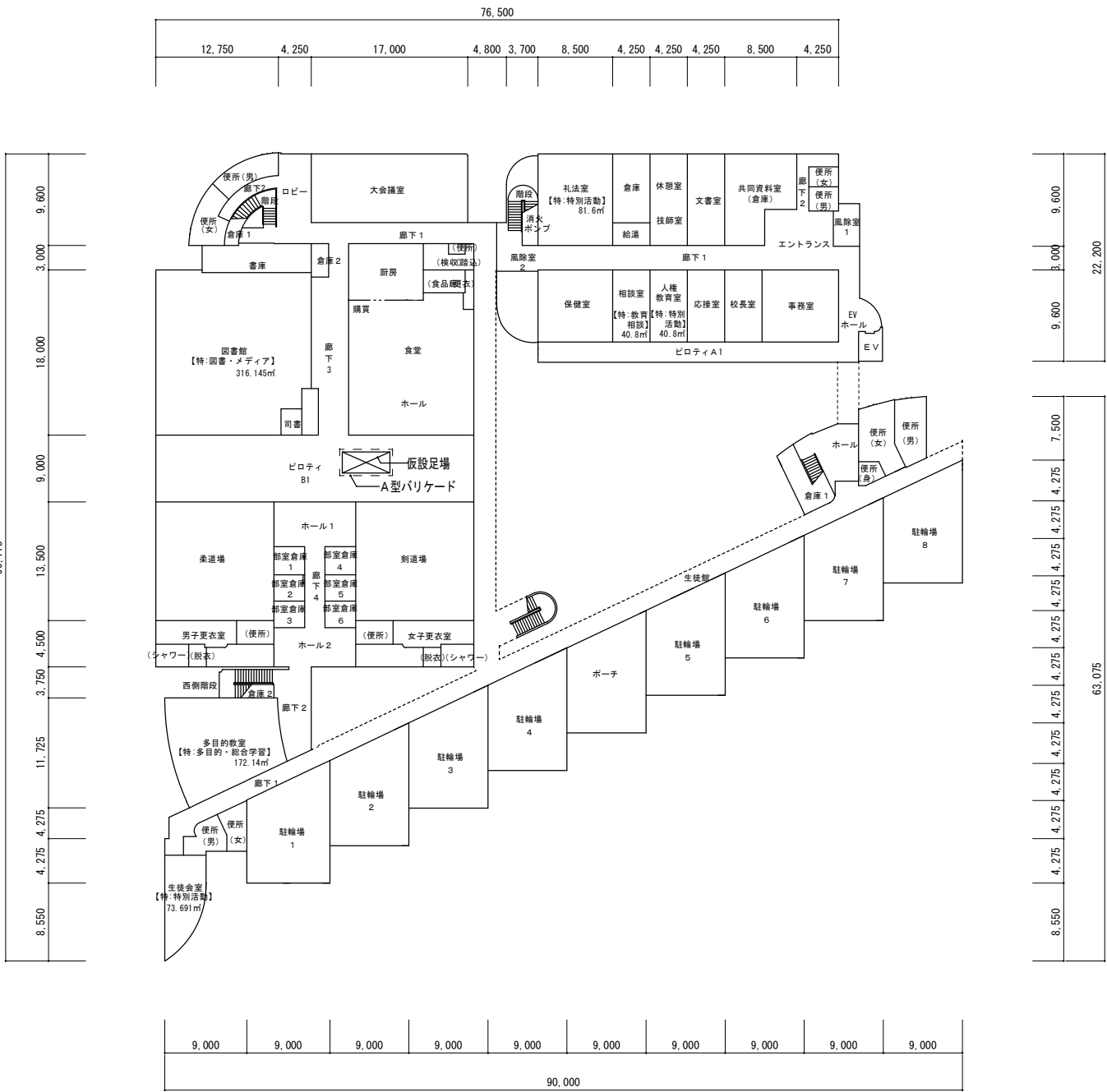


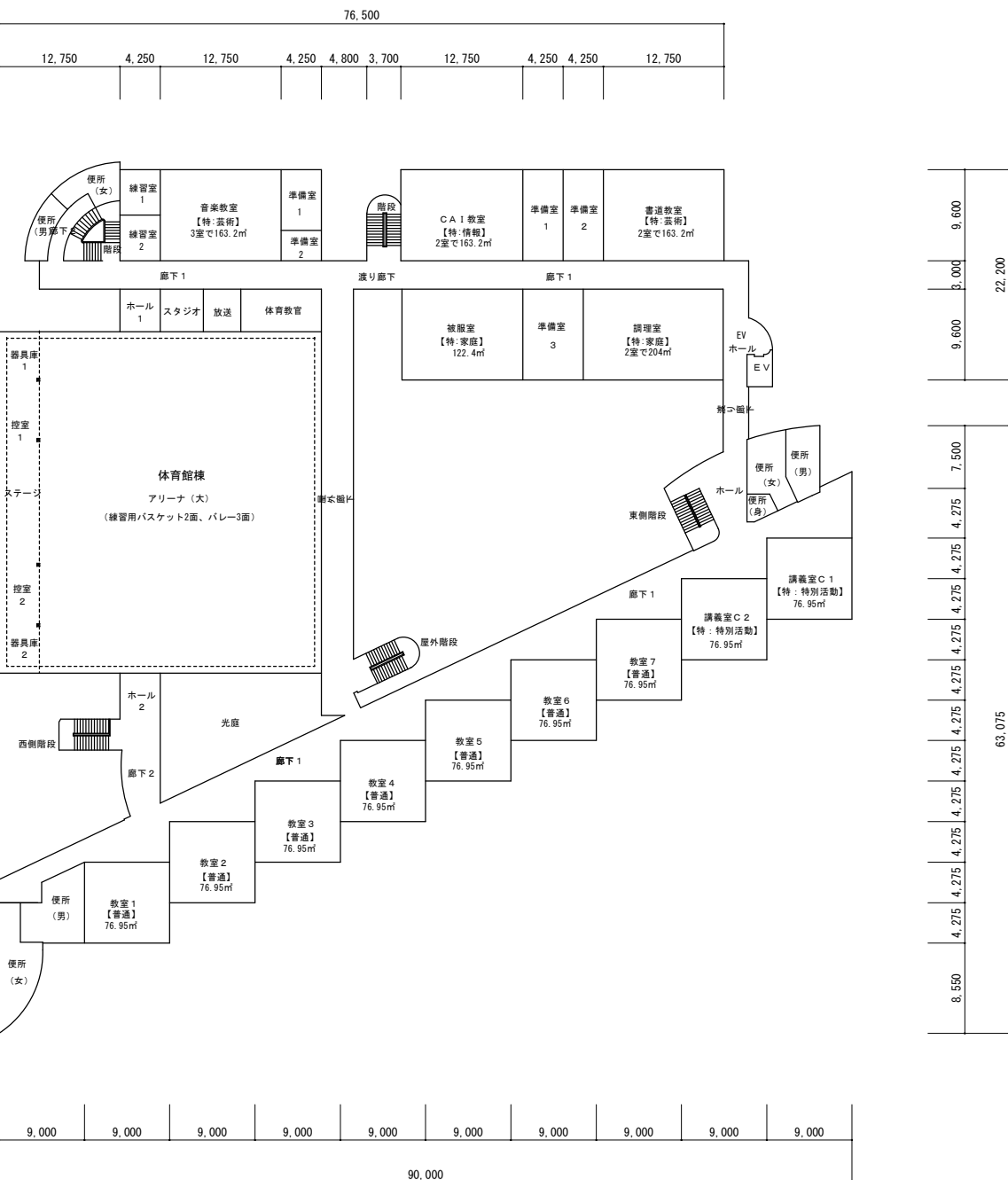
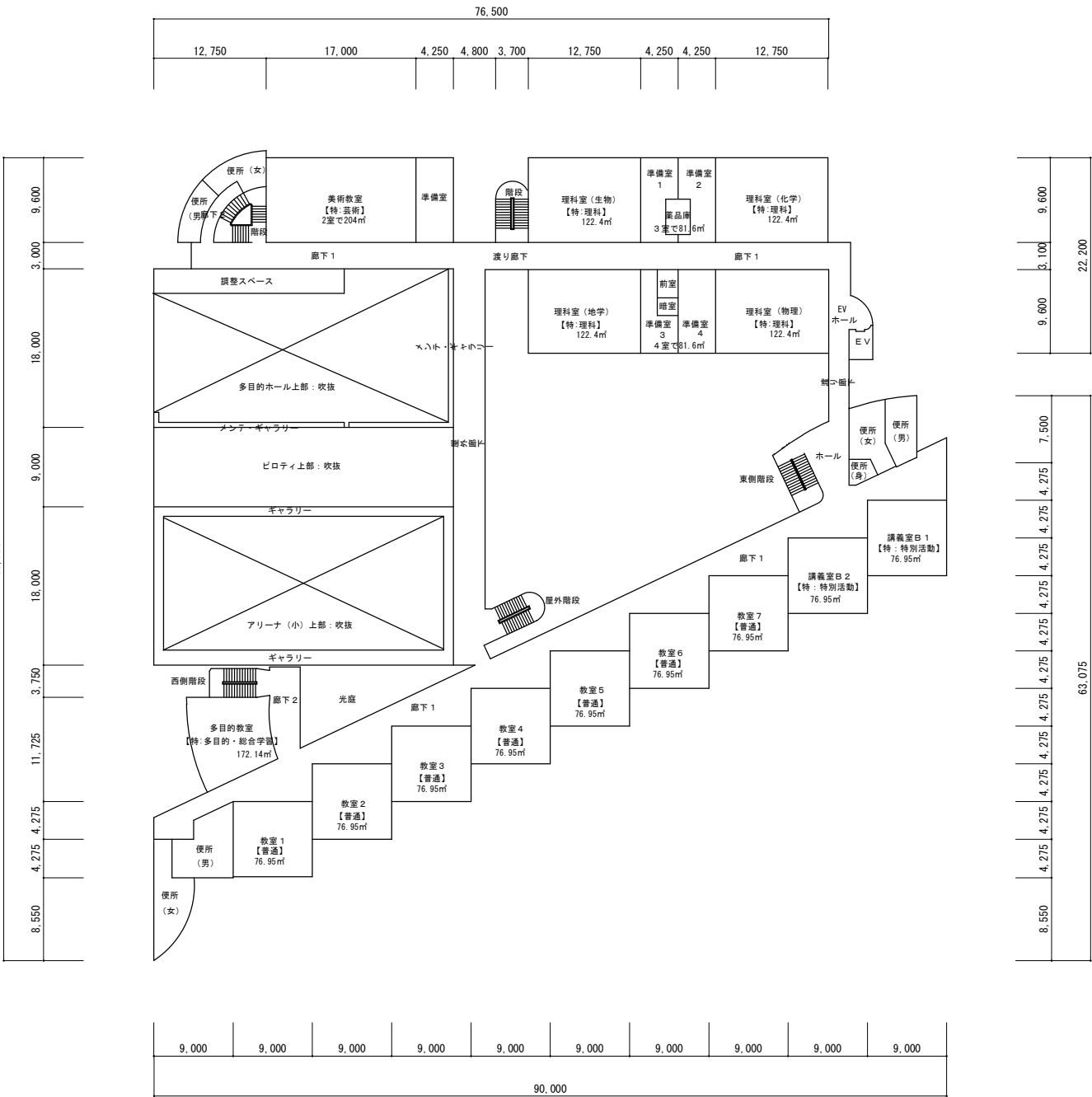
配置図 S=1/500

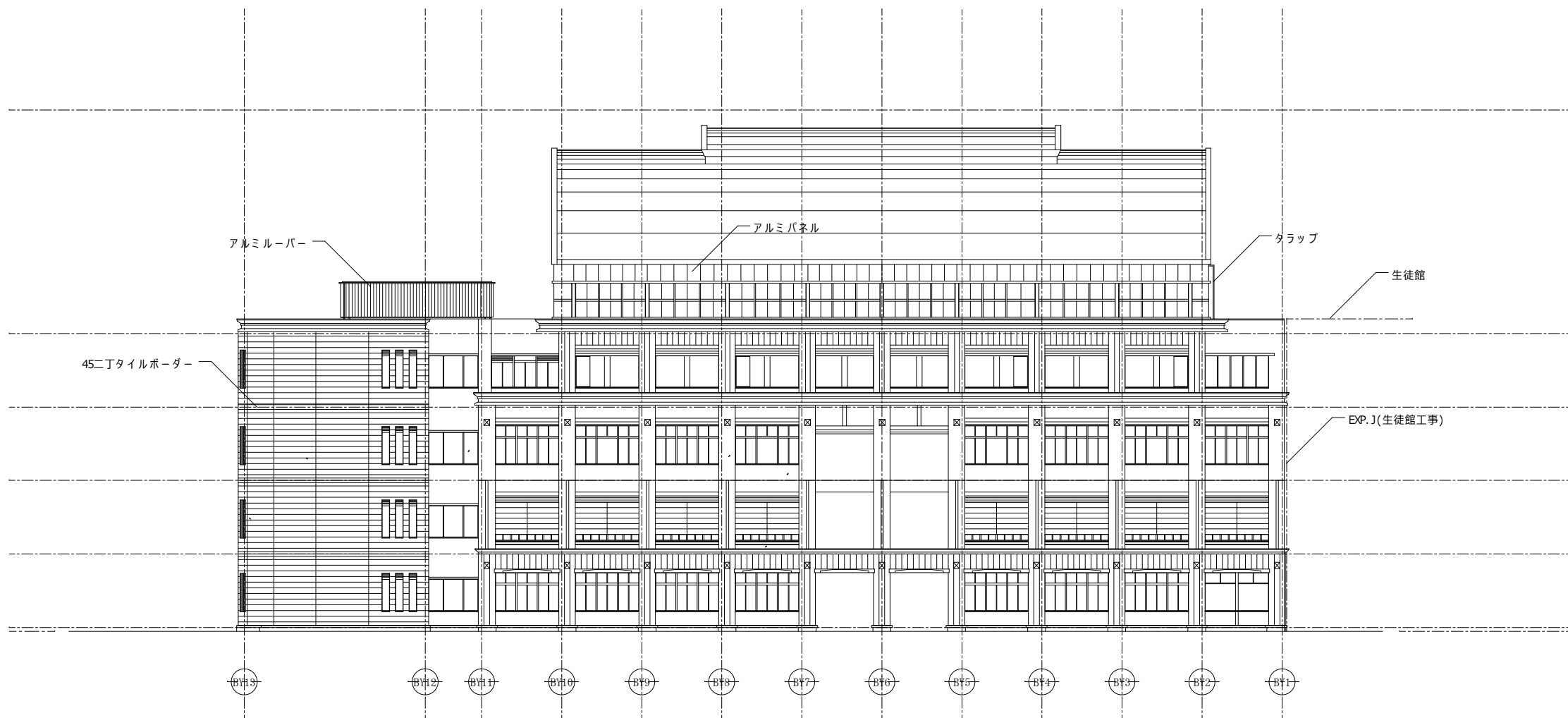
改修工事 概略工程表(参考)

	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	備考
準備・工事関係書類	■							
資材調達	■	■	■	■	■	■	■	
仮設足場・養生				■	■	■	■	
現地調査	■							
ホイルタイヤ改修					■	■		
制御機器システム改修						■	■	
動作調整							■	
清掃片付・検査							■	

徳島県教育委員会施設整備課	工事名	図面番号	安 宅 設 計 一級建築士 第100384号 安宅 守 〒771-2501 徳島県三好郡東みよし町昼間3208
	R 7 城東高等学校 多目的ホール移動観覧席改修工事 図面名 支障物件確認図	A-02 縮尺 1/500	

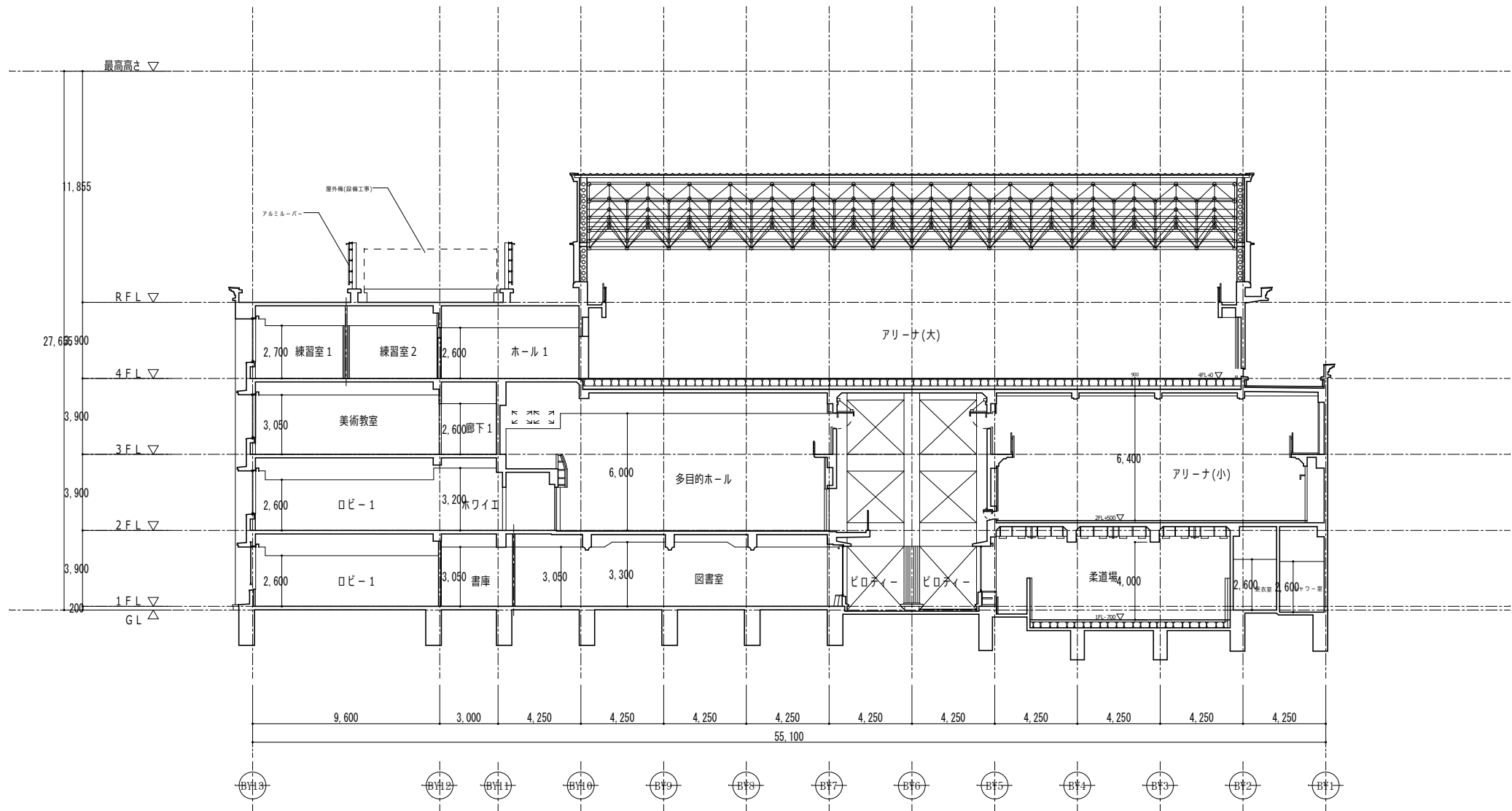






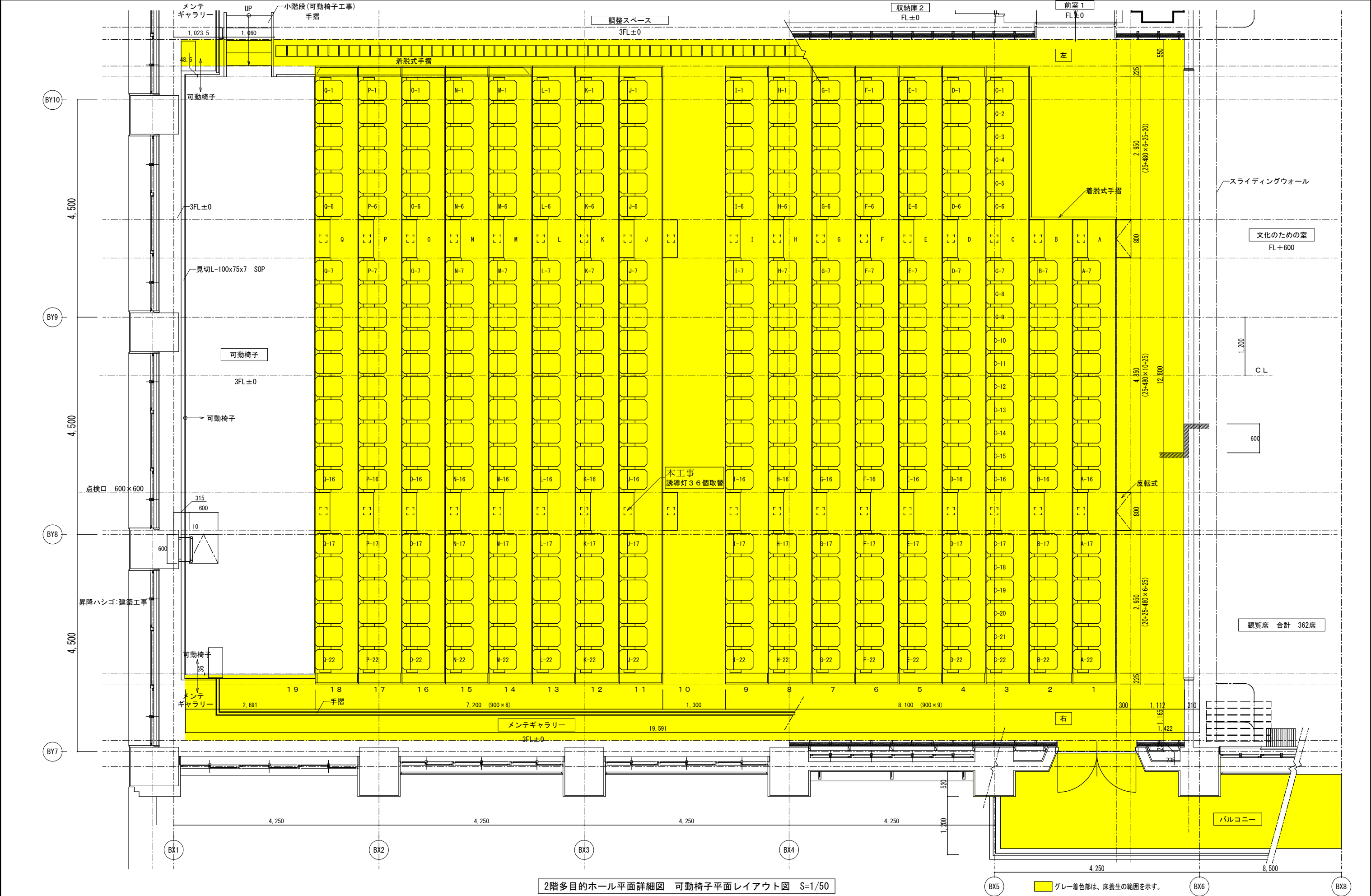
西側立面図 S=1/200

	徳島県教育委員会施設整備課	工事名	図面番号	安宅設計 一級建築士 第100384号 安宅 守 〒771-2501 徳島県三好郡東みよし町屋間3208	
		R7城東高等学校 多目的ホール移動観覧席改修工事	A-05		
		図面名	縮尺		
		立面図	1/200		



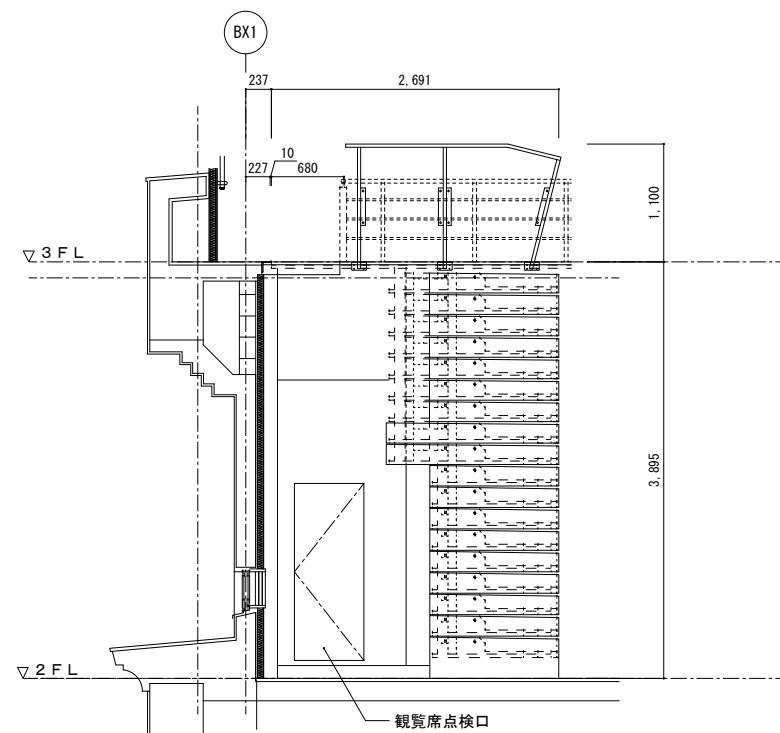
南北断面図 S=1/200

	徳島県教育委員会施設整備課	工事名	図面番号	安宅設計 一級建築士 第100384号 安宅 守 〒771-2501 徳島県三好郡東みよし町屋間3208	
		R7城東高等学校 多目的ホール移動観覧席改修工事	A-06		
		断面図	縮尺 1/200		

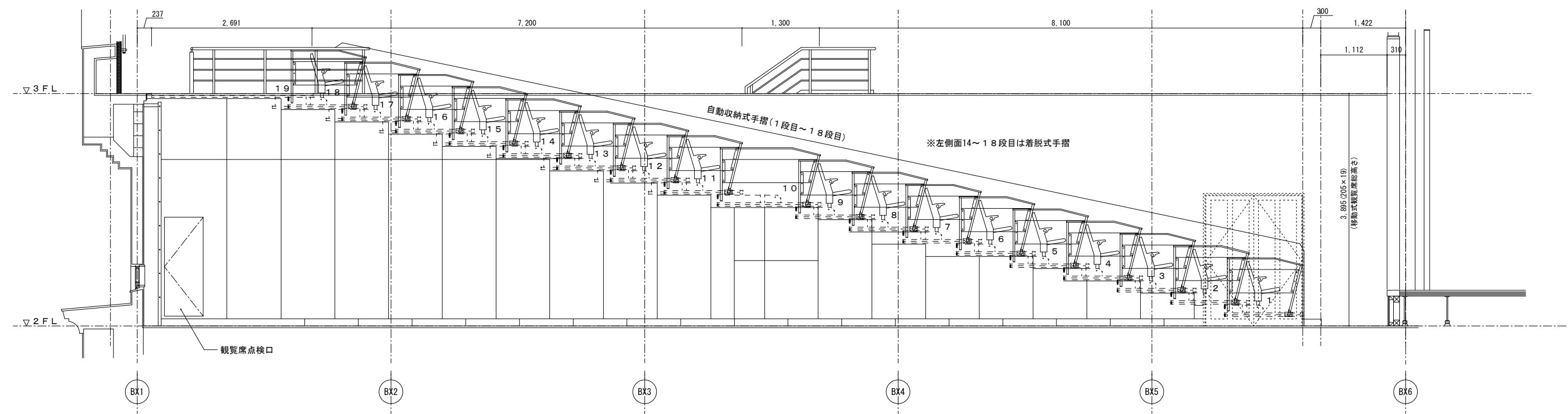


2階多目的ホール平面詳細図 可動椅子平面レイアウト図 S=1/50

工事名		図面番号		安宅設計	
徳島県教育委員会施設整備課		A-07		一級建築士 第100384号 安宅 守	
図面名		縮尺		〒771-2501	
2階多目的ホール平面詳細図 可動椅子平面レイアウト図		1/50		徳島県三好郡東みよし町屋間3208	

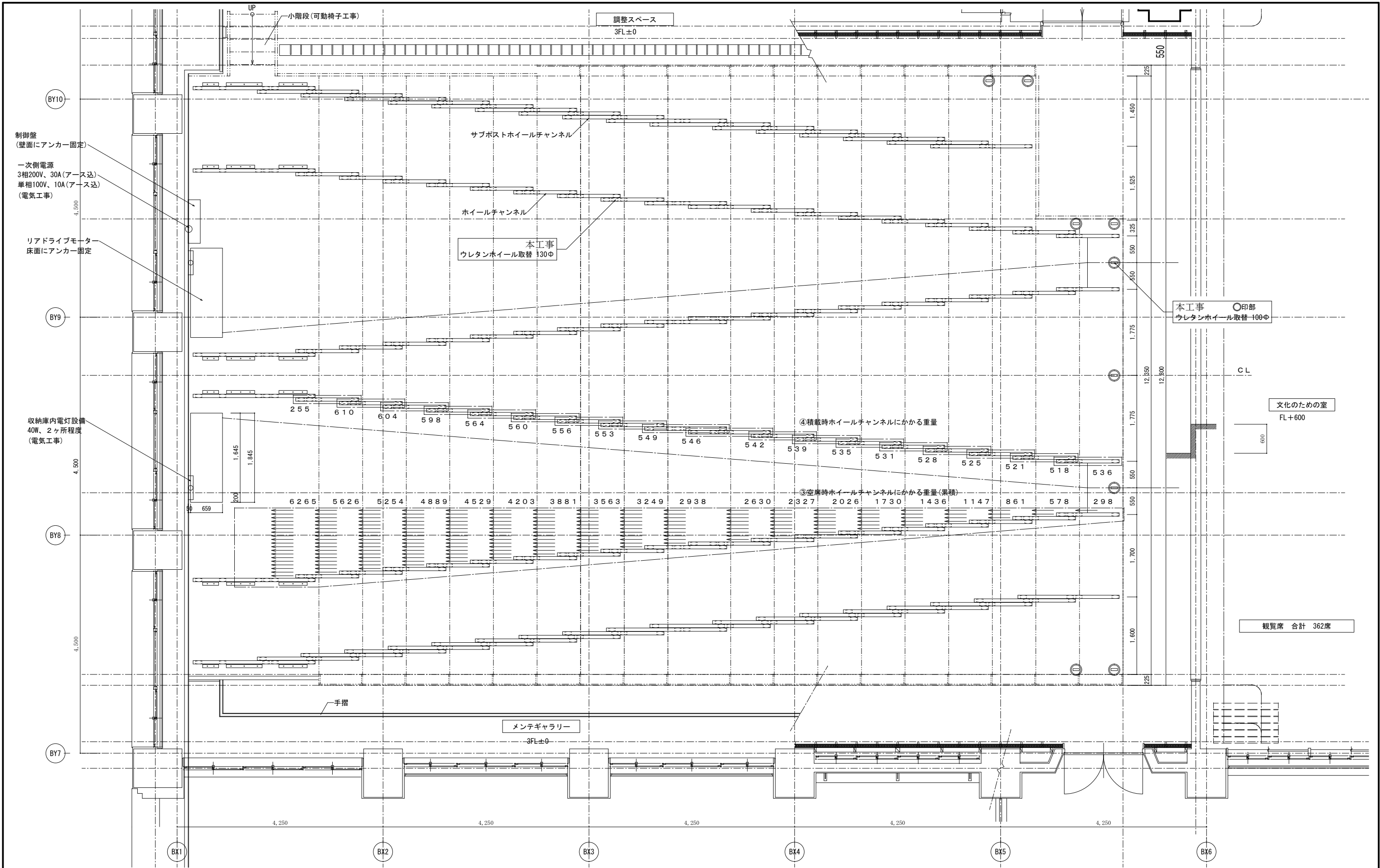


2階多目的ホール 可動椅子側面詳細図（断面収納した状態） S=1/50



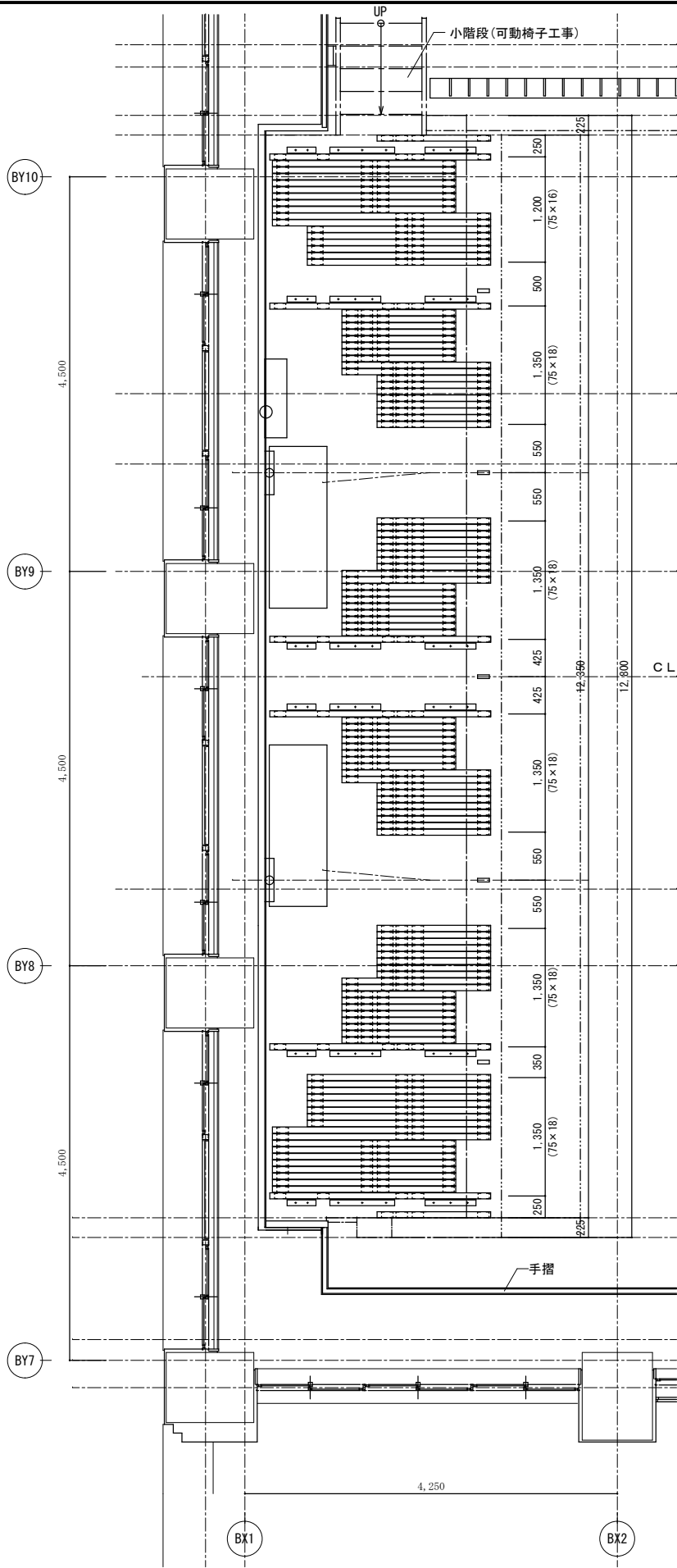
2階多目的ホール 可動椅子側面詳細図（断面展開した状態） S=1/50

	徳島県教育委員会施設整備課	工事名	図面番号	安 宅 設 計	
		R 7 城東高等学校 多目的ホール移動観覧席改修工事	A-08		
		図面名	縮尺	一級建築士 第100384号 安宅 守	
		2階多目的ホール 可動椅子側面詳細図（断面展開した状態）（断面収納した状態）	1/50	〒771-2501 徳島県三好郡東みよし町屋間3208	



2階多目的ホール 可動椅子ホイールチャンネル図 (平面展開した状態) S=1/50

徳島県教育委員会施設整備課	工事名	図面番号	安 宅 設 計 一級建築士 第100384号 安宅 守 〒771-2501 徳島県三好郡東みよし町屋間3208	
	R 7 城東高等学校 多目的ホール移動観覧席改修工事	A-09		
	図面名	縮尺		
	2階多目的ホール 可動椅子ホイールチャンネル図 (平面展開した状態)	1/50		



2階多目的ホール 可動椅子ホイールチャンネル図 (平面収納した状態) S=1/50

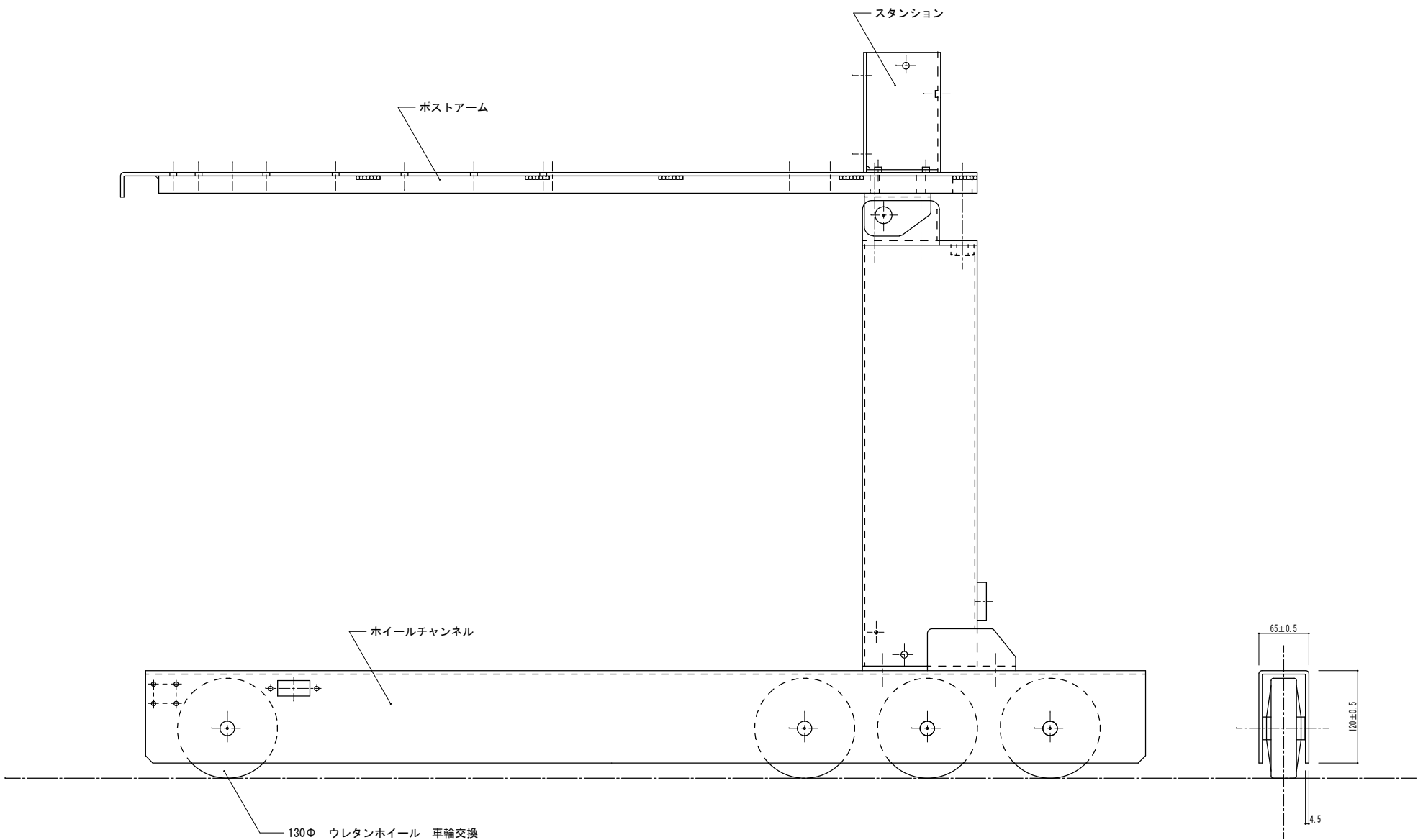
移動観覧席荷重表(単位:kg)

段 数	19ダンメ	18ダンメ	17ダンメ	16ダンメ	15ダンメ	14ダンメ	13ダンメ	12ダンメ	11ダンメ	10ダンメ	9ダンメ	8ダンメ	7ダンメ	6ダンメ	5ダンメ	4ダンメ	3ダンメ	2ダンメ	1ダンメ
① 空席本体重量(累積)	37588	33753	31525	29331	27171	25217	23287	21379	19492	17626	15782	13959	12158	10378	8619	6881	5163	3466	1788
② 積載時本体重量	1532	3658	3624	3590	3384	3360	3339	3317	3296	3274	3253	3231	3210	3189	3168	3147	3127	3108	3218
③ 空席時ホイールチャンネルにかかる重量(累積)	6265	5626	5254	4889	4529	4203	3881	3563	3249	2938	2630	2327	2026	1730	1436	1147	861	578	298
④ 積載時ホイールチャンネルにかかる重量	255	610	604	598	564	560	556	553	549	546	542	539	535	531	528	525	521	518	536

注) 積載時荷重は1人あたり65kgとする。

注) 当表は規定人員を収容した時の値とする。

※可動椅子:コクヨ テレステップシーティング(TXC-S-200)程度



ウレタンホイール車輪取替詳細図 S=1/5

現況段床式移動観覧席仕様		
本体主要部		開口 1 2 , 8 0 0 mm 段数: 1 9 段(イス付き 1 7 段)
フロントビーム	鋼板曲げ加工品	50×55×14×2.3t
リアビーム	鋼板曲げ加工品	50×180×3.2t
ポスト	角鋼管	150×50×3.2t
ホイールチャンネル	鋼板曲げ加工品	120×60×3.2t
ホイール	ウレタンゴム車輪	φ130×38t
ブレース	角鋼管	50×50×3.2t
サポートアーム	鋼板曲げ加工品	160×30×4.5t
エンドサポート	鋼板曲げ加工品	4.5t
フロアー	亜鉛鋼板曲げ加工品	1.6t -
フロアー仕上げ	タイルカーペット	6.5mm
ノンスリップ	アルミ押し出し型材	- 2種
ノンスリップタイヤ	塩ビ押出成型品	- 標準色20種
補助ステップ	誘導灯付(非常電源内蔵基36か所)	-
椅子主要部	誘導灯信号装置を調整室に設置し、 開演時に消灯できること。(観覧席工事)	席数:362席、座席ピッチ:480mm
背 フレーム	成形合板	-
クッション	ウレタンフォーム 張り包み	-
背裏	鋼板プレスカバー	-
座 フレーム	鋼管フレーム ダイメトローム張り	-
クッション	ウレタンフォーム 張り包み	-
張地	平織張地	-
肘 肘木	ウレタン成形品	-
支柱	アルミダイキャスト	-
脚 連結パイプ	角鋼管	50×50×3.2t
支柱	鉄鋳物	-
No. プレート	ポリカーボネート	48×16×1.0t
本体付属部品		
自動収納式手摺(上部5段着脱式)		
前支柱	角鋼管	31×31×1.6t
後支柱・笠木	角鋼管	40×20×1.6t
パネル	ラウン合板	12t(木口同色テープ貼り)
エンドパネル	MDF	12t(木口同色テープ貼り)
サイドパネル	鋼板曲げ加工品+ペーパーコア	0.6t
0段目反転式ステップ	2ヶ所(誘導灯なし)	-
制御システム		
駆動装置	リアドライブ方式 ブレーキ付きギアモーター使用 3相 200V 0.75kw2台	
椅子起立装置	ブレーキ付ギアモーター使用 3相 200V 0.2kw 1台 計17台	
制御盤	W900×D250×H700	
操作方法	リモートスイッチ(着脱式、1段目に取付)	
点検扉	W850×H1800程度	
安全装置	サーマルリレーによるモーター過負荷保護装置	
	走行時 障害物検知停止装置(安全カバー)	
	着脱式手摺抜き忘れ検知リミット、側壁面検知停止リミット	
	始動、運行警報ブザー	
	非常ブザー	
	デジタルインジゲーターによるエラーコード表示(リモートスイッチ着脱部に設置)	
	液晶モニターパネルによるエラー表示(制御盤正面に設置)	
観覧席外工事		
一次側電気配線	3相 200V 30A(アース込)、単相 100V 10A(アース込み) ・移動観覧席制御盤端子台 3.5mm、5.5mmに対応～二次側以降は全て観覧席工事	
収納庫電灯設備	40W 2カ所	
収納庫壁面仕上げ		
建築床仕上げ	フローリングとする。	
(建築主体工事)	・収納庫内まで平滑であること ・クッション層無きこと ・移動観覧席最大荷重時、走行面及び収納庫に段差が生じる場合は2mm以下とする	

多目的ホール内部現況仕上表

床 : コンクリートセルフレベリング下地 t=15耐水合板+t=15ナラフローリングボード下 ポリウレタン樹脂クリア
巾木: t=12木製巾木 木質保護塗装
壁 : LGS下地 t=9有孔シナ合板(GW32kg t=50+寒冷紗入り)吸音壁下 木製保護塗装
天井: t=15+15ガラス繊維入り強化石膏ボード(防振吊)下地(GW32kg t=50敷込) EPヌリ

移動式観覧席改修工事 改修主要内容

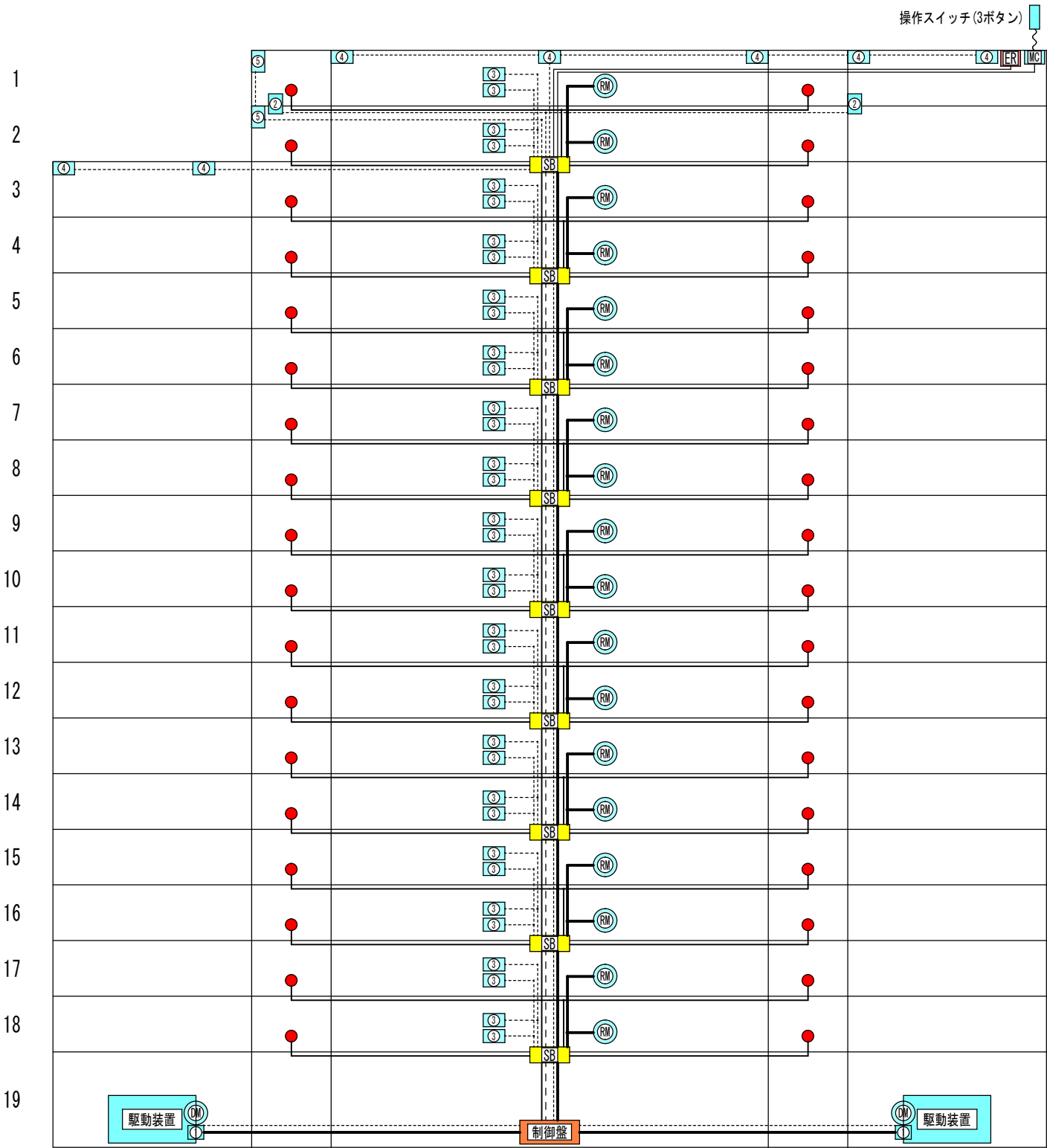
- 1) 移動観覧席ホイールチャンネル(ウレタンスチールホイール)ポスト113本箇所分 車輪交換工事一式
車輪交換数量 130Φ:548個 ・サポートホイール車輪100Φ:9個
- 2) 移動観覧席制御機器 制御盤取付のTP(タッチパネル)制御盤扉改造 交換工事一式
- 3) " 制御盤内上段 PS(直流電源) 交換工事一式
- 4) " 制御盤内中段 左側 INV(インバーター) 交換工事一式
- 5) " 制御盤内中段 右側 PLC(主制御機器) IO(通信ユニット) 交換工事一式
- 6) " サブボックス内 IO(通信ユニット) 交換工事一式
- 7) " 操作スイッチ(3ボタン)右側 ER(エラーコード表示器[コードナンバ表示])交換工事一式
- 8) " 制御盤ソフト(最新版) インストール 一式
- 9) 既設通路灯 PLED(蓄電池付)36台 交換工事一式
- 10) 移動観覧席 収納及び展開時の各部調整工事 一式
- 11) 移動観覧席改修調整工事に伴う必要工事 一式

※ 制御盤ソフト(最新版)とは、改修工事時点の最新版とする。

	工事名	図面番号	安 宅 設 計	
徳島県教育委員会施設整備課	R7城東高等学校 多目的ホール移動観覧席改修工事	A-11		
	図面名	縮尺	一級建築士 第100384号 安宅 守	
	現況段床式移動観覧席仕様 現況多目的ホール内部仕上表 移動観覧席改修工事改修主要内容	NON	〒771-2501 徳島県三好郡東みよし町昼間3208	

制御システム更新・通路灯交換 概要

- ① 制御盤改造(主な制御盤：PLC・IO・PS・INV・TP・通信ケーブルなど)・制御盤ソフト(最新版)インストール
- ② サブボックス(SB)改造(交換機器：IO)
- ③ エラーコード表示器交換 * 「緑/赤」から「赤/赤」表示に変わる
- ④ 通路灯交換(Pー冷陰極管 → PーLED)



凡例	区分	凡例	名称	区分
①	制御盤	改造	動力線 (200V)	既存
②	サブボックス (SB)	改造	通路灯線 (100V)	既存
③	エラーコード表示器 (ER)	交換	操作電源線 (24V)	既存
④	通路灯 (36台)	交換	通信線	既存
	メタルコンセント (MC)	既存	LS (EC) 線	既存
	設置エンコーダー (EC)	既存	ER線	既存
	収納LS	既存	操作線	既存
	椅子起立転倒モーター	既存	※配線図はイメージとし実際の配線とは異なる	
	椅子起立転倒LS	既存		
	駆動装置	既存		
	本体駆動モーター	既存		
	安全バーLS (数量はイメージ)	既存		
	手摺近接センサー	既存		
	操作スイッチ (3ボタン)	既存		